

平成 23 年(2011 年) 10 月 21 日  
総 務 委 員 会 資 料  
経 営 室 経 営 担 当

(第 74 号議案)

和解及び損害賠償額の決定について

1 概要

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までを契約期間とする中野区自動車駐車場の運營業務に係る委託契約（以下「本件契約」という。）について、中野駅地区第 1 期整備事業に係る工事の進捗に伴い、区の申出により平成 23 年 3 月 31 日付けで解除したことに伴い、相手方に損害を生じさせたものである。

2 仮和解成立の日

平成 23 年（2011 年）9 月 8 日

3 区の賠償責任

本件契約について、中野駅地区第 1 期整備事業に係る工事の進捗に伴い本駐車場の位置にバス乗降場を移設整備する必要が生じたため、区の申出により解除したことにより、相手方が損害を被ったものである。このため、区の賠償責任は免れないものと判断した。

4 損害賠償額

相手方の損害額は、本件契約の解除に伴う全自動精算設備リース料残額及び当該設備撤去費用の合計 1, 898, 400 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。